

# 多治見市消防本部救急業務における感染防止対策実施要綱（案）

令和6年〇月〇日 決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、多治見市救急業務規程（昭和56年消防本部訓令甲第1号。以下「業務規程」という。）第26条第2項の規定に基づき、感染防止のために必要な対策について定めるものとする。

（活動の原則）

第2条 救急業務に係る感染防止対策は、傷病者の血液等への直接接触を避けて活動すること原則とする。

（感染防止対策）

第3条 救急業務に従事する救急隊員その他の隊員（以下「救急隊員等」という。）は、通常の活動時において次に掲げる対策を行うものとする。

（1） 救急活動時以外

- ア 救急隊員等の手洗い・うがいの励行及び救急資器材の消毒又は滅菌を徹底する。
- イ 応急手当に関する講習において、応急手当普及啓発用資器材の消毒又は滅菌及び感染防止対策の指導を行う。

（2） 救急活動時

- ア 活動を行う場所に血液、体液、嘔吐物、排泄物等（以下「血液等」という。）がある場合又は下痢、嘔吐、急な発熱、呼吸困難等の症状のある傷病者（以下「感染防止要配慮傷病者」という。）である場合は、感染防止に特に配慮して行動する。
- イ 感染防止要配慮傷病者に対しては、可能な限り直接接触を避け、飛沫感染等に注意する。
- ウ 応急処置及び搬送には、感染防止用資器材を使用する。
- エ 応急処置及び搬送で使用した資器材で血液等に触れたものは、他の資器材と接触しないように配慮するとともに、使用した資器材は全て消毒又は滅菌を行う。なお、使い捨ての資器材については、感染性廃棄物として廃棄する。
- オ 応急処置中及び搬送中に生じた血液等は、汚物袋に収納し、感染性廃棄物として廃棄する。
- カ 血液等の付着した傷病者の応急処置及び搬送に際し、付近にいる者に協力を依頼する場合は、感染防護衣及び手袋を着用させるなど、救急隊員等と同様の

感染防止対策を行うとともに、協力後の感染防護衣、手袋等の廃棄、手洗い等について適切な指示をする。

- 2 救急活動時の个人防护具の装着基準は、別記第1のとおりとする。
- 3 救急自動車、救急資器材及び応急手当普及啓発用資器材（以下「救急自動車等」という。）の消毒基準は、別記第2のとおりとする。
- 4 滅菌及び消毒の区分及び実施要領は、別記第3のとおりとする。

（感染危険発生時の報告）

第4条 署長は、次に掲げる場合に該当するときは、別記様式により速やかに消防長に報告するものとする。

- （1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合
- （2） 救急隊員等の皮膚、結膜又は粘膜に、感染防止要配慮傷病者の血液等が直接接触した場合
- （3） 救急活動中の救急隊員等に針刺しによる傷や切創が生じた場合

2 前項の報告を行う場合において、署長は、収容医療機関の医師、産業医又は保健所に事故発生状況を説明し助言を受けるものとする。

3 署長は、当該傷病者が診断の結果、前項に規定する感染症の疑いが生じた場合は、収容医療機関の医師、産業医又は保健所の指導により必要な処置を行うものとする。

（感染危険発生時の緊急処置）

第5条 救急隊員等の感染危険発生時における緊急処置は、次のとおりとする。

- （1） 救急隊員等の皮膚に血液等が付着した場合は、速やかに大量の流水で十分に洗い流し、石けんを使用してよく洗う。
- （2） 針刺しによる傷や切創が生じた場合又は結膜若しくは粘膜に血液等が付着した場合は、次により処置する。

ア 受傷箇所又は接触箇所を直ちに大量の流水で十分に洗い流し、石けんを使用してよく洗う。

イ 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に2分から3分間浸す。

ウ 粘膜には10%ポピドンヨード液を用いる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1（第3条関係）

救急活動時の個人防護具の着用

個人防護具	着装基準
感染防止衣（上下衣）、ディスポーザブルマスク、手袋（非滅菌）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全ての事案において着用すること。ただし、感染防止衣の下衣については、感染のリスク又は夏季の熱中症予防などを判断し、着用を省略することができる。</li> <li>2 手袋は原則として傷病者ごとに交換すること。</li> <li>3 感染症患者の搬送及び咳等の症状から一層の感染防止を図る必要があると認められる場合には、手袋の二重装着に努めること。</li> </ol>
滅菌手袋	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 分娩介助処置を行う場合</li> <li>2 その他必要と認める場合</li> </ol>
N95マスク、ゴーグル及びフェイスシールド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症患者の搬送及び咳等の症状から感染防止を図る必要があると認められる場合</li> <li>2 活動性の出血がある場合</li> <li>3 その他必要と認める場合</li> </ol>
アームカバー及びシューズカバー	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出血及び嘔吐物等により汚染が予測される場合</li> <li>2 現場保存の必要がある場合</li> <li>3 その他必要と認める場合</li> </ol>

## 別記第2（第3条関係）

### 救急自動車等の消毒基準

#### 1 救急自動車等（心肺蘇生訓練用人形を除く。）の消毒方法

- (1) 救急自動車等は出動の都度清掃又は消毒するなど清潔に努めること。
- (2) 救急車内等は、毎月1回定期消毒を実施するとともに、消毒実施記録簿を作成し記録すること。
- (3) 救急自動車等の消毒手順は、次の表によること。

区分	血液、吐物等による汚染を受けた場合	左記以外の場合
救急資器材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒剤による清拭</li> <li>2 流水による洗浄</li> <li>3 消毒及び滅菌</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流水による洗浄</li> <li>2 消毒及び滅菌</li> </ol>
救急車内等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒剤による清拭</li> <li>2 流水による洗浄</li> <li>3 消毒及び滅菌</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流水による洗浄</li> <li>2 消毒剤による清</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急車内等で、水濡れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。</li> <li>2 消毒実施時には、使い捨て手袋を着装すること。</li> </ol>	

#### 2 心肺蘇生用訓練人形の消毒方法

救急資器材のうち、心肺蘇生訓練用人形の消毒手順は、次の表によること。ただし、コンピューター付訓練人形にあっては、表中の「次亜塩素酸ナトリウム」を「消毒用エタノール」と読み替えるものとする。

消毒時期	実施要領
使用前	顔面及び口腔内を消毒用エタノールで清拭し、その後乾いたガーゼで拭き取る。
救命講習等実施時	人工呼吸の実施者が終了の都度、消毒用エタノールを浸したガーゼ等で口唇部周囲を清拭する。
使用后	頭部気道部、胴体内気道部及び外皮をアルコール等で清拭又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒実施後、清水で洗い流し、乾燥させる。

別記第3（第3条関係）

滅菌・消毒の区分及び実施要領

区分	薬品名等	適用（濃度）等	使用上の注意
薬液消毒法	塩化ベンザルコニウム	手指、皮膚…0.05～1% 器具類…0.1%	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核菌に対しては有効ではない。</li> <li>石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん等との併用は避ける。</li> <li>血清、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、器具類に付着している場合は本剤を用いて清拭後、流水により十分に洗い落としてから消毒すること。</li> <li>合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等への使用は避けることが望ましい。</li> </ul>
	クレゾール石けん液	手指、皮膚…0.05～1% 器具類…0.5%～1% 排泄物…1.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>希釈しないで使用する。</li> <li>広範囲又は長期間使用する場合には、直ちに拭き取り、石けん水と水でよく洗い落とす。</li> <li>ウイルスに対しては有効でない。</li> </ul>
	消毒用エタノール	手指、皮膚 器具類	<ul style="list-style-type: none"> <li>希釈しないで使用する。</li> <li>広範囲又は長期間使用する場合は、蒸気の吸入に注意する。</li> <li>血清、膿汁等のたんぱく質を凝固させ内部にまでは浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合は、本剤を用いて清拭後流水により十分に洗い流してから消毒すること。</li> <li>手指、皮膚に使用した場合には、脱脂等による皮膚荒れを起こすことがある。</li> <li>合成ゴム製品、合成樹脂製品、塗装カテーテル等の器具は長時間浸漬しないこと。</li> <li>結核菌に対しては有効である。</li> </ul>
	次亜塩素酸ナトリウム	手指、皮膚…0.01～0.05% 器具類…0.02～0.05% 排泄物…0.1～1% B型肝炎ウイルス等 （1）汚染…1% （2）汚染の疑い…0.1～0.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>血清、膿汁等は殺菌作用を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合は、本剤を用いて清拭後流水により十分に洗い流してから消毒すること。</li> <li>金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。</li> <li>濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水でよく洗い落とす。</li> <li>結核菌に対しては有効でない。</li> </ul>

紫外線等消毒法	紫外線殺菌器 オゾン殺菌器	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法が実施できないもの。	・殺菌線照度の分布が均一になるほど殺菌効果が得られる。
	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法が実施できないもの。	・季節や天候時間に左右されることが多くあまり確実な方法とはいえない。

別記様式（第4条関係）

### 感染危険発生報告書

発生（覚知）時間		年 月 日（ ） 時 分発生（覚知）
出場 隊	救急隊名	
	出動隊員名	
<救急事案概要>		
救急番号		第 号
傷病者 情報	氏名	
	住所	
	生年月日	
	病名	
	収容先病院	
<感染危険発生状況>		
<感染危険覚知後の対応>		
<感染源判明経過>		